

入札説明書

この入札説明書は、令和8年6月18日付夕張市告示第84号により公告した条件付一般競争入札（以下、「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約者

夕張市長 厚谷 司

2. 入札に関する事項

(1) 物品の名称及び数量

ア 名称 プレス式じん芥収集車

イ 数量 2台

(2) 入札仕様書

別紙「入札仕様書」のとおり

(3) 納入期限

令和10年3月31日

(4) 納入場所

夕張市役所

3. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 夕張市における一般競争入札の参加資格を有すること。

(2) 夕張市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 資格審査の申請をする日の直前5営業年度（令和7年度から令和3年度）の決算において、国又は地方公共団体へごみ収集車の納入実績があり、かつ、誠実に履行した者であること。

(4) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第3条に規定する別表1の措置要件に該当しない者であること。

4. 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和8年6月18日(木)から令和8年6月29日(月)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法

別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

〒068-0492 夕張市本町4丁目 夕張市役所市民課環境生活係

エ 申請書類の提出方法

直接持参に限る。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5. 契約条項を示す場所

夕張市本町4丁目 夕張市役所市民課

6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町4丁目2 夕張市役所4階第1会議室
- (2) 入札日時 令和8年7月7日(火) 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)と同じ
- (4) 開札日時 (2)と同じ
- (5) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

7. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を入札を行う1時間前までに提供すること。
- (2) 入札保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の7及び夕張市契約規則（昭和39年4月14日規則第9号。以下「規則」という。）第6条及び第7条の定めるところによる。

8. 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の16及び規則第25条の定めるところによる。

9. 送付による入札の可否

認めない。

10. 契約書作成の要否

要

11. その他

- (1) 最低制限価格
この入札は、政令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。
- (2) 予定価格の公表
予定価格は公表しない。
- (3) 無効入札
開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
入札書記載の入札価格（税抜）が最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。
- (5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜価格）
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 夕張市役所市民課
イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目
- (7) 前金払
前金払はしない。
- (8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保障制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。